

# 感染した従業員の職場復帰のための 新型コロナウイルスPCR検査のご案内

## ■ 感染した従業員の職場復帰の目安について

法律では下記のように定められています。

感染症法第18条に基づく就業制限の解除※については、退院前にPCR検査を必須とせず、「発症日から10日間を経過し、かつ症状軽快後72時間（3日）経過した場合」は、就業制限を解除してよいとされています。

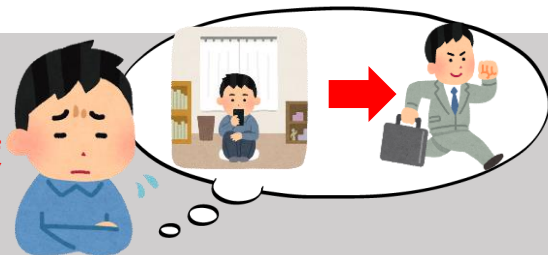
※参考資料 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年2月6日健感発0206第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

具体的に言うと…

### < 次の条件をいずれも満たす状態で復帰させる >

- ・発症後（ないし診断確定後）に少なくとも10日が経過している。
- ・解熱後に少なくとも72時間が経過している。（解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない）
- ・発熱以外の症状が改善傾向である。（咳・倦怠感・呼吸苦などの症状。ただし味覚・嗅覚障害については遷延することがある）

現状では、上記の通り「自宅待機期間が終了したけど本当に大丈夫だろうか？」と不安に思っている、精度の高い検査を受けることが困難な状況にあるようです。



## ■ 安心して会社へ復帰いただくために

エンバイロサービスで行っているPCR検査は、病院や保健所で行う検査と同じ「カラム方式」を採用しているため、検査精度が高いです。

※カラム方式とは、唾液から不純物を取り除き、きれいにしてからPCR検査を実施。



### 【メリット】

PCR検査の中では精度が高い  
（保健所や病院と同じ方法）  
試験成績書や陰性証明書が発行できる



陰性で  
よかったあ



職場の安心確保のための検査  
実施をおすすめいたします

お問い合わせ先 ⇒

ご質問等ございましたら  
お気軽にお問い合わせ下さい

株式会社エンバイロサービス  
〒060-0005 札幌市中央区北5条西12丁目2  
ベルックス北5ビルA館2階  
TEL : 011-242-8288  
E-mail : info@enviro-svc.co.jp